

現行の県教育大綱について

1 名 称

鹿児島県教育大綱

2 現行大綱について

現行大綱は、平成27年策定の県教育大綱を基に、国の第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）や本県の「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ策定している。

3 対象期間

令和元年度～令和5年度（5年間）

4 次期大綱策定に係る来年度のスケジュール

- (1) 第10回総合教育会議において、次期大綱骨子（案）について協議
- (2) 第11回総合教育会議において、次期大綱（素案）について協議
- (3) 県議会での審議
- (4) パブリックコメントの実施
- (5) 令和5年度中に次期大綱策定

5 参 考

○ 教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3～4 （略）

鹿児島県教育大綱

平成31年2月
鹿児島県

I 基本目標

夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり

II 基本方針

1 本県教育の取組における視点

- (1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- (2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- (3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- (4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

2 本県教育施策の方向性

- (1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- (2) 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
- (3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
- (4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
- (5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

Ⅱ 基本方針

1 本県教育の取組における視点

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

個人の尊重，自律心と責任感，他人を思いやる心，公共の精神，規範意識，伝統や文化を大切に作る心，幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は，いつの時代の教育でも大切に育ていかなければならないものであり，施策の推進に当たって重要視されるべきものです。

(2) 社会の変化に対応し，夢や希望を実現する能力の育成

社会の変化に柔軟に対応するための創造力や，課題を自ら発見し解決できる能力，また，今後ますます進展するであろうグローバル化や情報化社会に対応できるコミュニケーション能力，ICTを活用する能力等を身に付け，情熱を持って夢や希望の実現に邁進する人材の育成を目指します。

さらに，県民が，進歩の著しい世界的，先進的な研究等に触れる機会を設けるなど，明日の未来を担う人材育成に資する学術振興を図ります。

(3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

学校，家庭，地域，企業等それぞれの教育における役割を確実に果たすとともに，積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど，それぞれとの連携や協働を図ります。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本県には，教育を大事にする伝統や精神，風土があり，豊かな自然，日本の近代化をリードした歴史，地域に根ざした個性あふれる文化，全国に誇れる農林水産業等の産業，様々な分野で活躍している人材など教育的資源が豊富であり，また，地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらの有効活用や未来への継承を図ります。

2 本県教育施策の方向性

(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

(2) 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、創意進取の気風の醸成や望ましい勤労観・職業観の育成を図ります。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校、教職員が役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを進める必要があります。

また、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠である「次世代の学校」として、地域とともにある学校づくりが求められています。

また、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育における地域の担う役割は大きいものがあります。本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域で育てるという風土があります。

今後も、全ての県民が地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進します。

(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての県民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであることから、県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要です。